

副 本

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

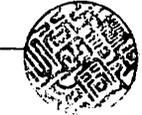
被告 栃木県知事 福田富一

副本直送

第9準備書面

平成20年 1月24日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士	谷	田	容	
同	白	井	裕	己 
同	船	田	録	平 
同	平	野	浩	視 
被告指定代理人	岡	本	和	則 
同	田	辺	悦	夫 
同	露	木		孝 

同	村	上	昭	男 
同	渡	辺	哲	朗 
同	都	丸	浩	之 
同	小	野	和	
同	熊	田	登志	枝 
同	諏	訪	浩	一 
同	岡	野	英	樹 

原告ら準備書面14（平成19年9月6日付け）及び準備書面15（平成19年11月15日付け）に対して、被告は、次のとおり反論する。

1 原告らは、湯西川ダム建設事業及び思川開発事業は自然環境等への影響が大きく、環境影響評価義務を怠った違法な事業であり、これに漫然と負担金を支出する行為は、財務会計上の誠実義務に反する違法な行為であると主張する。

思川開発事業に係る利水費用負担の根拠及び内容（被告第3準備書面第2）、同事業及び湯西川ダム建設事業に係る治水費用負担の根拠及び内容（同準備書面第3の第1、2項）、上記両事業に係る水源地域整備事業経費負担及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業経費負担の根拠及び内容（同準備書面第4、第5）並びにこれらを踏まえて住民訴訟の対象に関し被告が詳述したところ（同準備書面第6）に照らし、原告らの主張は、到底上記両事業に係る利

水負担金、治水負担金等支出の違法事由たり得ず、その主張自体失当なものである。国等が行う事務事業の違法をいうのであれば、その国等を相手に争うべきなのであり、地方公共団体の財務会計の違法を是正することを目的とする住民訴訟は、国等が行う事務事業の是非、適否をメインテーマとなして政策論争等を行うような場ではない。この点は、被告が繰り返し指摘してきたとおりである。

- 2 なお、原告らが上記両事業の環境問題に関し縷々主張していることに関しては、当該事業を所管する国からその見解が示されているところであり（乙75、77の各1）、被告もこの国の見解を妥当とするものである。